

**平成31年度  
当初予算の概要**

**平成31年2月  
企画振興部**

# 平成31年度 企画振興部 施策体系

## ■ 県勢発展のための方策の推進

### (1) 第3次山形県総合発展計画の推進

- 短期アクションプランの効果的な推進
- 第4次総合発展計画（仮称）の策定に向けた調査検討
- 全国知事会等と連携した政策提案の実施
- 政府に対する提案活動の効果的な展開

## ■ 安全・安心で活力ある住みよい地域づくりの推進

### (1) 市町村の実情に即した施策の展開の促進

- 市町村が活用しやすい市町村総合交付金の交付
- 市町村における公共施設等の整備を促進するための資金の貸付

### (2) 県と市町村とのさらなる連携の加速

- 市町村における人口減少問題の克服と成長力確保に向けた県と市町村の連携による施策の展開

### (3) 移住定住・人材確保策の一体的な展開

- オール山形で移住定住・人材確保策を一体的に展開する中核的組織の設立に向けた、県と市町村の新たな推進組織の設置等による本県への移住及び就業の促進策の一体的な展開

### (4) 安心して住み続けられる活力ある雪国づくりの推進

- 冬期間の安全で安心な県民生活の確保や雪の利活用による地域活性化等のための総合的な雪対策の推進

## ■ 交通ネットワークの整備促進

### (1) 広域交通ネットワークの整備促進

- 奥羽本線福島～米沢間トンネル整備の早期事業化及び奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた取組みの推進
- 県内鉄道の利便性向上に向けたJ R 東日本や国土交通省に対する要望活動の展開
- 県内空港の利用拡大やL C Cなどの新規路線の誘致等、航空ネットワークの拡充に向けた取組みの推進
- 総合的な交通体系のあり方に関する調査・検討

### (2) 地域公共交通ネットワークの充実

- 路線バスやデマンド型交通等の地域公共交通の維持・確保や機能の拡充に向けた検討

## ■ I C Tイノベーションの創出

### (1) I C T（情報通信技術）の利活用によるイノベーションの創出

- 働き方改革に資するA I、R P Aなどの活用に向けた実証やモバイルワーク等の推進
- I C Tを現場で活用できる実践的人材の育成
- 山形県I C T推進方針（仮称）の効果的な推進

### (2) 行政情報化の推進

- 県基幹高速通信ネットワークの運営管理及びセキュリティ対策の推進
- システム管理コスト等の削減に向けた県の情報処理システム基盤の再構築

## ■ 統計調査の分析や利活用の促進

### (1) 統計利用の拡大に向けた取組みの促進

- 経済動向の把握・分析及び各種経済統計の作成
- 施策の企画立案に資する統計の研究分析
- 統計調査の利活用の促進

## 平成31年度企画振興部予算総括表 (総合支庁予算含む)

### 〔一般会計〕

#### 1 課別予算額

(単位:千円)

課名	平成31年度当初		平成30年度当初		比較増減	
	予算額 A	一般財源	予算額 B	一般財源	予算額の差異 A-B	増減率
企画調整課	189,630	188,924	172,587	172,089	17,043	9.9%
市町村課	2,797,873	1,492,762	6,762,590	1,162,539	▲ 3,964,717	▲ 58.6%
総合交通政策課	624,566	563,469	524,630	498,279	99,936	19.0%
情報政策課	1,372,900	1,261,885	1,195,666	1,091,115	177,234	14.8%
統計企画課	451,755	26,464	348,332	25,784	103,423	29.7%
合計	5,436,724	3,533,504	9,003,805	2,949,806	▲ 3,567,081	▲ 39.6%

#### 2 性質別予算額

(単位:千円)

区分	平成31年度当初		平成30年度当初		比較増減	
	予算額 A	一般財源	予算額 B	一般財源	予算額の差異 A-B	増減率
人件費	763,741	550,600	746,611	536,658	17,130	2.3%
一般行政費	4,357,451	2,777,511	7,966,026	2,227,686	▲ 3,608,575	▲ 45.3%
補助費等	2,802,058	1,437,731	1,684,756	1,099,396	1,117,302	66.3%
物件費	1,555,187	1,339,780	1,281,270	1,128,290	273,917	21.4%
積立金	206	0	0	0	206	-
貸付金	0	0	5,000,000	0	▲ 5,000,000	-
投資的経費	315,532	205,393	291,168	185,462	24,364	8.4%
一般公共	115,139	5,000	105,706	0	9,433	8.9%
一般単独	200,393	200,393	185,462	185,462	14,931	8.1%
計	5,436,724	3,533,504	9,003,805	2,949,806	▲ 3,567,081	▲ 39.6%

### 〔特別会計〕

(単位:千円)

会計名	平成31年度当初		平成30年度当初		比較増減	
	予算額 A	貸付金	予算額 B	貸付金	予算額の差異 A-B	増減率
市町村振興資金特別会計	1,424,545	800,000	1,404,165	1,100,000	20,380	1.5%

# 平成31年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：企画振興部

## ■ 県勢発展のための方策の推進

### (1) 第3次山形県総合発展計画の推進

(単位:千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	企画調整課	総合政策審議会費	7,150	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期アクションプラン及びやまがた創生総合戦略の進行管理</li> <li>第4次総合発展計画(仮称)の策定に向けた調査検討</li> </ul>
2	企画調整課	総合計画推進事業費	4,809		<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次山形県総合発展計画の着実な推進を図るための県内各層からの意見聴取や県政アンケート等の実施</li> </ul>
3	企画調整課	全国知事会議等事務運営費	11,011		<ul style="list-style-type: none"> <li>全国知事会やふるさと知事ネットワーク等への参画による他都道府県と連携した政策提案の実施</li> </ul>
4	企画調整課	政府の施策等に対する提案調整費	1,275		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村、経済団体等との連携による各府省に対する提案活動の実施</li> </ul>

## ■ 安全・安心で活力ある住みよい地域づくりの推進

### (1) 市町村の実情に即した施策の展開の促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
5	市町村課	市町村総合交付金交付事業費	443,951		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が活用しやすい市町村総合交付金の交付</li> </ul>
6	市町村課	市町村振興資金貸付事業費	800,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における公共施設等の整備を促進するための資金の貸付</li> </ul>

## (2) 県と市町村とのさらなる連携の加速

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
7	市町村課	県・市町村連携加速事業費	11,601		<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村が連携した取組みの展開</li> <li>移住定住・人材確保、買い物支援、離島振興、ICT活用促進、地域除排雪等</li> </ul>

## (3) 移住定住・人材確保策の一体的な展開

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	市町村課	移住定住・人材確保戦略的展開事業費	155,613	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな推進組織による取組みの展開</li> <li>首都圏窓口の相談体制や移住希望者を市町村・企業に繋ぐ機能の強化</li> <li>首都圏UIターンフェアの開催</li> <li>移住総合支援ガイドの作成</li> <li>住宅、食、職の支援を一体的に進める山形らしい移住促進策の展開</li> <li>東京圏から移住して県内中小企業へ就業した者等に対する移住支援金の支給</li> </ul>

## (4) 安心して住み続けられる活力ある雪国づくりの推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	市町村課	いきいき雪国やまがたづくり推進事業費	95,818	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の克雪・利雪の雪対策を総合的に支援する「いきいき雪国やまがた推進交付金」の交付</li> <li>「いきいき雪国やまがた推進県民会議」の運営と技術開発部会の設置</li> <li>雪文化マイスターの活動紹介等による雪に親しむ活動の啓発</li> <li>新たな雪対策基本計画及び行動計画の策定【新規】</li> </ul>

## ■ 交通ネットワークの整備促進

### (1) 広域交通ネットワークの整備促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
10	総合交通政策課	奥羽・羽越新幹線整備推進事業費	29,144	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島～米沢間トンネル整備の早期事業化に向けた取組みの推進【新規】</li> <li>・フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた県民の機運醸成、政府への要請活動の展開及び整備効果等の調査・検討等</li> </ul>
11	総合交通政策課	鉄道ネットワーク機能強化事業費	3,655		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内鉄道の利便性向上に向け、各種団体との連携によるJR東日本や国土交通省に対する要望活動の推進</li> </ul>
12	総合交通政策課	航空ネットワーク拡充事業費	198,473	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄内空港へのLCC新規就航に向けた支援【新規】</li> <li>・山形空港及び庄内空港の利用拡大の取組みへの支援</li> </ul>
13	総合交通政策課	地域交通総合対策事業費	13,530		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な交通体系のあり方に関する調査・検討</li> </ul>

### (2) 地域公共交通ネットワークの充実

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
14	総合交通政策課	地域交通総合対策事業費【再掲】	109,991		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の生活交通手段となっているバス路線や車両の維持に係るバス事業者に対する支援</li> </ul>
15	総合交通政策課	市町村総合交付金(生活交通確保対策事業)	101,117 (番号5の内数)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス又はデマンド交通を維持する市町村に対する支援</li> <li>・広域的な地域公共交通の検討等を行う市町村に対する支援</li> </ul>

## ■ ICTイノベーションの創出

### (1) ICT(情報通信技術)の利活用によるイノベーションの創出

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
16	情報政策課	ICTイノベーション創出事業費	12,997		<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの利活用促進に向けた機器等の整備拡大</li> <li>県内産業の各分野でICTを現場の課題解決に活用できる実践的人材の育成</li> </ul>
17	情報政策課	電子県庁推進事業費	92,057	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町村との共同利用による電子申請サービス等の提供</li> <li>AI、RPAによる業務効率化をはじめとしたICT利活用の実証事業【新規】</li> </ul>

### (2) 行政情報化の推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
18	情報政策課	山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理事業費	870,890		<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な行政運営推進の基盤となる県基幹高速通信ネットワークの運営管理</li> <li>山形県・市町村情報セキュリティクラウドの運営管理</li> </ul>
19	情報政策課	情報システム全体最適化推進事業費	270,185		<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務システムの共通部分に係る運用・保守</li> <li>管理コストの削減等に向けたシステム基盤の統合</li> </ul>

## ■ 統計調査の分析や利活用の促進

### (1) 統計利用の拡大に向けた取組みの促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
20	統計企画課	経済動向分析等事業費	1,148		<ul style="list-style-type: none"> <li>各種経済統計の収集・作成及び分析</li> <li>県施策の企画立案に資するための各種研究会の開催等</li> </ul>
21	統計企画課	統計調査事務費 (内 利活用関連経費)	4,370		<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県統計大会の開催</li> <li>統計グラフコンクール、夏休み親子統計教室の実施等</li> </ul>



## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜平成31年度分＞

## ◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第58号	山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 なし

## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜企画振興部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
10,434,790	△102,630	10,332,160

## 2 主な内容

## (1) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ① 自治振興費                  | △2,819千円  |
| ② 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理事業費 | △71,717千円 |

## (2) 債務負担行為の設定

山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付事業に対する損失補償

## 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第 1 条関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案													
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)													
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</td> <td>第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</td> <td>第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）
事務	市町村														
1～14 一略一	一略一														
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）														
事務	市町村														
1～14 一略一	一略一														
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）														
(1) 法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場		(1) 法第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場													

合を含む。)の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付並びに申請に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査

(2) 法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第76条第1項及び第86条の5第1項の規定による知事又は県の建築主事に対する申請の受付

(3) 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付

(4) 法第7条の6第1項第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

(5) 一略一

(6) 法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知書の受理

合を含む。)の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付並びに申請に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査

(2) 法第7条第1項(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第76条第1項及び第86条の5第1項の規定による知事又は県の建築主事に対する申請の受付

(3) 法第7条の6第1項第1号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付

(4) 法第7条の6第1項第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

(5) 一略一

(6) 法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知書の受理

及び県の建築主事に対する送付並びに通知に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査

(7) 法第18条第16項(法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知の受付

(8) 法第18条第24項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付

(9) 法第18条第24項第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

(10)及び(11) 一略一

(12) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項目ただし書及び第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、

及び県の建築主事に対する送付並びに通知に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査

(7) 法第18条第16項(法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知の受付

(8) 法第18条第24項第1号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付

(9) 法第18条第24項第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る県の建築主事に対する申請の受付

(10)及び(11) 一略一

(12) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項目ただし書及び第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、

<p>第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、<u>第68条の7第5項並びに第85条第3項、第5項及び第6項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(13)～(19) ー略ー</p> <p>16～49 ー略ー</p>	ー略ー
--	-----

2 ー略ー

<p>第11項及び第14項、第53条第4項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項並びに<u>第68条の7第5項並びに第85条第3項、第5項及び第6項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(13)～(19) ー略ー</p> <p>16～49 ー略ー</p>	ー略ー
---	-----

2 ー略ー

第2条関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
<p>山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。 ー略ー</p> <p>第2条第1項の表中第20項を第23項とし、<u>第13項から第19項まで</u>を3項ずつ繰り下げ、<u>同表第12項事務の欄中第18号</u>を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第11号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「及び第5項の」を「、第5項及び第6項の」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号の次に次の1号を加える。</p> <p>ー略ー</p> <p>附 則</p>	<p>山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。 ー略ー</p> <p>第2条第1項の表中第20項を第23項とし、<u>第16項から第19項まで</u>を3項ずつ繰り下げ、<u>同表第15項市町村の欄中「村山市」</u>を「村山市、天童市」に改め、同項を同表第18項とし、同表中第14項を<u>第17項</u>とし、<u>第13項を第16項</u>とし、<u>同表第12項事務の欄中第18号</u>を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第11号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「及び第5項の」を「、第5項及び第6項の」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号の次に次の1号を加える。</p> <p>ー略ー</p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p>

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表第 3 項及び第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>   | <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表第 3 項及び第 12 項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>  |
| <p>2 この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第 2 条第 1 項の規定により山形市の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。</p> | <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第 2 条第 1 項の規定により山形市の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。</p>          |
|  | <p>3 この条例の施行の日前に農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第 2 条第 1 項の規定により天童市の長が執行することとなる事務（同項の表第 18 項に掲げるものに限る。）に係るものは、同日以後においては、天童市の長がした処分その他の行為又は天童市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。</p> |